の規定により、 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項 次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年一月十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

## 一農用地利用配分計画の概要

三筆五條市南阿田町二二九番ほか一	五條市滝町三五九番地	益田 吉仁
橿原市山本町七番一ほか一〇筆	番地の一	中田真之
賃借杯の設気等を受ける土地	住	氏名又は名称
<b>賃生が全つでできたです。これでは、1000円内</b>	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定

二 認可年月日

平成三十年一月四日